

北宋前半期における財政文書管理

——三司火災による文書焼失とその復旧過程の考察から——

小林隆道

はじめに

本田治氏は、災害史研究の課題について、佐藤武敏氏の「広く政治史、社会史、経済史、文化史と関連させて位置づけることが必要である」という指摘を受け、「災害のもたらす各方面への影響の解明」を課題の一つとしてあげている。⁽²⁾筆者は、このような災害史研究の課題が逆に政治制度を解明する一つの観点となるのではないかと考える。

当該時代に通行していた制度やそれを支えていた常識や感覚を知らうと求めて、当時に当然のことと考えられていたことは史料に残りにくい。しかし、災害被害からの復旧において通常時には意識されなかつた問題が改めて認識されることが期待でき、そこから当時の政治制度及びそれらを規定した思考の枠組みを復元できるのではないか。

筆者は先に「元豐帳法」により三司の財政文書処理機能の一部が地方の路に移管されたことを論じた。⁽³⁾この事実の歴史的意味を考えるために、「元豐帳法」以前と以後の状況を比較考察することが不可欠である。だが、「元豐帳法」以前、つまり宋初から元豐年間までの北宋前半期における三司の文書管理についての史料は乏しく、散発的に起こる問題が史料上に現れるだけである。

そこで、まずは「元豐帳法」施行直前の熙寧七年（一〇七四）に

起きた三司火災とその復旧過程を検討する。その上で火災がその後の政治制度にどのような影響を与えたのかを考える。そして、それらを通じて北宋前半期における財政文書管理において一体何が問題であったのかを明らかにしたい。また、その問題を規定していた當時の人々の思考の枠組みについても論及したいと考えている。

一 三司火災による文書焼失

三司火災と章惇の活躍

熙寧七年九月一七日、三司に火災が発生した。三司敷地内にあった、既に使われなくなっていた塩鉄の官庁が出火元である。その様子を『宋会要輯稿』(以下『宋会要』と略す)は次のように記す。

神宗熙寧七年九月十七日、三司に火あり。塩鉄の廃庁より起き、三部諸司の舍屋に延焼し、帳籍殆ど尽く。使副判官は、官を第奪し、之を降黜す。⁽³⁾

また、『統資治通鑑長編』(以下『長編』と略す)も当時の様子を次のように伝える。

是の日、三司に火あり、已自り戌に至りて止み、屋千八十楹を焚き、案牘等殆ど尽く。詔すらべ三司は権りに尚書省に於いて事に莅め。⁽⁴⁾

旧塩鉄官庁から起きた火災は三司の各官庁にまわった。そのため、大規模な延焼となり、午前一〇時前後から午後八時前後までほぼ半

火災の原因については、次に挙げる『東軒筆録』卷五の記載に言及がある。

熙寧七年、元絳 三司使為り、宋迪 判官為り。迪 一日遣使して薬を煮て、火を遣し計府を延焼せしめ、午自り申に至り、焚傷して殆ど尽く。方に火 燐んにして、神宗は西角樓に御し以て観る。是の時章惇 知制誥を以て軍器監に判たり、遽に本監の役兵を部して往き救火するに、閣樓を經由して過ぐ。上顧みて左右に問えば、惇を以て対と為す。翌日、迪は奪官勒停せられ、絳は使を罷め、章惇を以て之に代う。⁽⁵⁾

この記事によれば、熙寧七年に宋迪が使いの者に薬を煮させたが、その火の不始末が火災の原因だったという。失火原因をつくった宋迪が責任を問われたことは当然として、当時の三司使元絳も罷免された。また『長編』の他の記事から、塩鉄副使であった張問もその職を罷免され、更に、戸部副使、度支副使や判官、勾院なども合わせて一二名が贖銅三〇斤に処せられたことがわかる。

一方、この火災を足がかりに昇進を果たしたのは章惇であった。

日燃え続け、三司の建物一〇八〇楹を焼失した。天聖二年(1022)における三司の規模は一〇七二区であった。その後熙寧七年までの五〇年間に三司の規模は多少の拡張があったと考えられるが、それでもこの時の火災で三司の建物の大半が焼失してしまったと推測できる。そのため、三司の業務は仮に尚書省において遂行されることになった。

当時、彼は判軍器監であつたが、三司に火災が発生したことを知ると直ちに軍器監の役兵を率い積極的に消火活動に取り組んだ。この時、神宗が三司の火災状況を樓閣の上から見ていた。神宗は章惇の部隊がその樓閣の下を通り過ぎていくのを見ると、その部隊指揮者を周囲に訊ね章惇であることを知る。火災の翌日、元絳と宋迪を罷免する一方、神宗は消火活動で活躍した章惇を三司使としたのだ⁽¹⁰⁾。

この時章惇に与えられた差遣は、より正確に言えば「權發遣三司使」である。これは「權發遣」に表されるように資序を「階級飛び越した任命である。更に、章惇には判官を選ぶ権利も与えられていて、これについては今後の先例とはしないことがわざわざ付言されていることから、例外的な待遇であったと言える。⁽¹¹⁾これらの待遇に、神宗が章惇を極めて高く評価したことが現れていよう。そして、そのことは三司の火災がそれだけ深刻な事件であつたことを意味するだろう。

三司文書の焼失

三司火災の深刻さは単に建物を失つてしまつただけではない。中央財政を担つていた三司には、地方各州やその他の機関から報告されて来る財政文書が保管されていた。先に挙げた諸史料が三司火災について記述する際、「帳籍殆ど尽く」「案牘等殆ど尽く」と記しているように、この火災によって三司に保管されていた財政関連の文

書がほとんど失われてしまった。ここに三司火災がもたらした深刻な問題が存在する。

どのような種類の、どれだけの量の文書が三司に保管されていたかは、史料状況に制限され直接には判然としない。しかし、金耀門文書庫についての記載が参考となる。金耀門文書庫は景德三年（一〇〇六）に設置され⁽¹²⁾、太平興國三年（九七八）以来の三司文書を保管した。熙寧二年（一〇六九）には官員二名と監官の増員がなされ、その効果的な運用が企図されており⁽¹³⁾。

『建炎以来朝野雜記』「六部架閣官」の記事は南宋における六部架閣官（庫）について説明するが、そこに北宋期の金耀門文書庫の機能の一端を垣間見ることができる。それによれば、北宋の制度において各文書は処理された後に各部に二年間保管され、その後六部架閣庫に保管され、更に八年経ったものは金耀門文書庫に保管されることになっていたと言う。⁽¹⁴⁾当然ながら、これは早くとも六部が復活した元豐年間のことであり、更には崇寧年間に六部架閣官が置かれた後の制度のはずである。それ以前には、恐らく金耀門文書庫が六部架閣庫の役割をも果たしていたと考えられ、そこには膨大な量の文書が保管されていただろう。また、周必大「論架閣庫文字」には、六部架閣庫の南宋における役割についての記述がある。それによれば、解決し終わった案件の文書で二年経ったものは、歳月の順に分類し、字号に従い編次し架閣していたとしている。六部架閣庫が設置される以前にその役割を果たしていたであろう金耀門文書

庫も、これに準じた形で文書を保管し、常に情報の利用が可能となるようにされていたと推測される。

問題はその金耀門文書庫が開封府内のどこに設置されていたかである。三司敷地内に設置されれば熙寧七年の三司火災時にともに焼失しただろうし、他の場所に設置されれば焼失を免れただろう。設置場所を明記した史料は無い。しかし、金耀門文書庫という名称から「金耀門」付近に設置されていたと考えるのが妥当だろう。金耀門は外城の西北に位置する門である。この付近に設置されていたとすれば、恐らく内城中心地区にあったと推測される三司が火災に遭ってもその焼失は免れたはずである。

これらのことを考慮すると、三司官庁内に保管されていた文書は、熙寧七年の文書は当然として、熙寧七年から二年以内の文書、つまり熙寧五年・六年の文書と推測できる。それ以前の文書は金耀門文書庫に保管されていただろう。それら金耀門文書庫の膨大な文書量からすれば、三司内に保管されていた文書量は少ないようにも感じられる。だが、直近の財政文書の焼失は財政運用に大きな支障をもたらすことは想像に難くない。その深刻さの度合いが、神宗が三司火災の消火活動に奔走した章惇を評価し三司使に抜擢したことに表れたと言えよう。

一一 三司文書の復旧とその影響

三司文書焼失の影響

三司の建物を焼失したことは、尚書省の一角を借りて業務を執ることで済んだ。しかし、三司内に保管されていた文書の焼失に対する処置は簡単にはいかない。三司文書の焼失は三司が有していた中央財政文書センターとしての機能の停止を意味した。そこから予想され得る弊害は決して小さなものではなく、火災の起きた九月一七日（壬子）の二日後の九月一九日（甲寅）には、中央はその対応に追われている。『長編』卷二五六、熙寧七年九月甲寅の条にはその対策案が記されており、以下の記述から始まる。

檢正中書五房公事李承之言えらく、「三司の帳案文字、焚燒して幾ど尽き、外方の人吏、此れに因り案檢を折兌・隱藏す。……
(後略)⁽¹⁵⁾

檢正中書五房公事であつた李承之の報告によれば、三司の保管していた文書が火災のために悉く焼失したため、それに乗じて地方の吏人が案検を差し替えたり、或いは隠匿するに至るとしている。

吏人が帳簿や書類を持ち出し売却し利益を得るという方法は、當時よく見られたようである。例えば、『長編』が記す景祐二年（一〇三五）六月癸卯に兩浙转运副使となつた段少連が着任する以前の状況が挙げられる。それによれば、段少連の前任者は州県に出向いて簿書を点検しようとしたが全てを点検することができず往々にして胥吏に任せることになり、それに乘じて胥吏たちは簿書を持ち出し売り払っていたといふ。⁽¹⁶⁾

また、『宋会要』の記事によれば、景德八年（一〇〇五）に吏人だけではなく官員が文書を売却し罪に問われている。衛州判官王象は案籍・文抄を売却することで罪に問われ、吏にされた上で唐州に配隸された。この時に詔が下り、州県が帳・抄・旁等を調べる際に担当官は「上曆」（入庫、閲覽履歴を記すことか）して「収錄」（鎖で閉じて保管することか）し、文書類を売り払う或いは廃棄するところないようにすることが指示され、転運使にそれを察举させ、それが犯した者が官員であつたならば重くその罪を問い、吏人であれば決杖し配隸することになった。¹⁸⁾簿書や書類を売却して利を得るばかりでなく、報告書に載せる数値の証拠となる簿書や書類を隠匿することは最も単純且つ確実な不正であり、そのような行動をとり私腹を肥やそうとした者がいたことは想像に難くない。

中央に報告されてきた財政文書は、中央が地方の状況を把握する同時に、その存在自体が地方の財行政を律する証拠として機能していたと考えられる。三司が火災に遭ったと知るや、地方の胥吏が文書を持ち出す行為に出るのは、中央に地方の文書と照合する文書が無くなるためであろう。中央三司における文書の焼失とは、單に三司内における事務処理業務を困難にするだけでなく、地方行政を混乱させてしまう可能性をも有していた。そのような混乱を回避するためにも、三司文書の復旧は緊急案件であった。

三司火災に伴う状況を報告した李承之は報告に続けて三司文書復旧に関する対策案を提出している。

乞うらくは諸路に下し、応ゆる熙寧五年後の文帳案検は、州県に委ね画時に吏人を監勅して検取し、架閣を封印し、道数を具して提挙帳司に申せしめんことを。其の吏人は、各おの管する所に拠り、文帳及び案底簿書を主事し、開拆し名件を収抜するは、三日に限る。判使は分數を紐計し、並びに火勢の先後を具し、中書に申せ。収救并びに焼失の若干を看詳し、輕重を量り賞罰す。如し敢えて隠藏し、或は故に毀棄せば、即ち点檢申挙せしめ、人告を許し、犯人は違制を以て論じ、情理重き者は當に刺配すべし。告人は賞錢三百千を給されんことを」と。之に従う。¹⁹⁾

李承之は熙寧五年（一〇七二）に設立された提挙三司帳勾磨勘司（提挙帳司）の初代長官である。提挙帳司は三司の文書を点検する専門機関であり、その長であつた彼は文書管理の専門家だったと言えるだろう。²⁰⁾

彼の対策は、まず州県から文書を収集する方法を指摘する。諸路を通じて州県に対し即刻胥吏を監督統率させ、熙寧五年以後の全ての帳簿や公文書を点検・取得するようにし、それら文書を保管する架閣を封印した後、提挙帳司に報告させる。失われた三司文書の元情報は地方の州県に保管されており、それらを直接収集して中央三司の情報を復旧させようとするのは当然であつただろう。州県の架

閣庫を封印したのは、収集した情報が提挙帳司で再整理される間、州県の元情報が亡失したり改竄され三司が入手した情報と異なってしまうのを防ぐためであろう。また、ここで対象となっている文書が熙寧五年以後のものであることは、先述したように過去二年間の文書が三司内に保管されていたことによると考えられる。

次に、以上のように集められた州県情報の中央における処理について言及がある。提挙帳司の胥吏は、それぞれの担当部門に応じて文帳や簿書を主事し、開封して名目を書き出す。この作業は三日以内に限られ、迅速さが求められた。そして、三司使と判官がその数量をまとめて計上し、火災のあった前後の状況をまとめ中書省に報告する。こうした上で、中書省において火災によって焼失したものと焼失を免れたものがどれだけなのかを詳細に調査し、その軽重に応じて賞罰を与えるようになることが提案されている。

この李承之の提案はほぼそのまま承認され施行されている。地方における混乱を回避するには中央の情報を復旧させるしかなかった。その復旧作業において具体的な作業を州県に対して求めた。三司に保管されていた主な文書が、州県からもたらされた文書であり、路からの文書ではないことが分かるだろう。もし、諸州の文書が一旦路にもたらされ、路がそれらをとりまとめ三司に提出していたならば、より数の少ない路の機関に保管された文書を取り寄せ情報を復旧する方がより簡便で迅速だからである。三〇〇以上もある各州からもたらされる文書を処理することは、復旧作業に大きな負担を

強いたと考えられるが、同時に通常時においてもそのような負担が三司にかけられていたと言えるだろう。

復旧後の三司～三司会計司設立と「一州一路会計式」の提出

三司文書が復旧される一方、三司の建物自体も復旧した。その際には周囲の民居を買い敷地面積を多少増やし、必要な材木は都轉運使の熊本と提点刑獄の鄭民憲の取り仕切りによって熙河路から運送された。⁽²²⁾ 尚書省の一角を借りて業務を行っていた三司は通常の状態に戻った。だが、火災のあった九月の翌月一〇月に三司に大きな変革がもたらされる。三司会計司が設立されたのである。

詔すらく、「三司会計司を置き、宰相韓絳を以て提挙せしむ」と。是れより先、絳奏すらく、「三司は天下の財賦を總ぶるも、其の出入の数は、並びに盈虛を總要・考校するの法無し。欲すらくは官を選び司を置き、天下の戸口、人丁、税賦及び場務、坑冶、河渡、房園の類の租額年課、及び一路の錢穀の出入の数を以て、其の重複して籍に注するを去らしめ、歲ごとに増減及び其の廃置せる錢物、羨余、横費等の数を比較せんことを。或は収多ければ、則ち因依を尋究し、職に当たるの官の能否を以て黜陟を為し、若し支するに不足、或は羨余有らば、理として當に推移すべく、有無をして相済せしめよ。此の如ければ則ち國計の大綱、朝廷以て省察すべく、正事を議論し、民力を寬ぐに足る。仍お乞うらくは臣絳をして提挙せしめんことを」と。

而して三司使章惇亦た言えらく、「天下の財賦、帳籍汗漫なれば、以て其の耗登の数を察すること無し。請うらくは才士を選置し、刪修して策と為し、毎年其の増虧を校せしめ、以て諸路の職に当たるの官の能否を考験し、以て升黜を得んことを」と。

故に是の命有り。「絳伝に云う、「王安石の後を継ぎ、局を中書に置き、用度を勾考し、以て邦計を均節せんことを請うも、滞留し多く決せず、數月して、疾を以て辞す」と。新、旧録並びに同じ、當に考うべし。八年九月庚午、会計司を罷む。」(一) 内は李焘註⁽²³⁾

この三司会計司設立においてまず注目すべきは、その局が中書に置かれ、提挙に王安石下野の後に宰相となり新法を引き継いだ韓絳が就任していることであろう。従来、二司の独立性は相当強いものであり、宰相といえども三司に関して関与することは難しかった。故に、この三司会計司の設立は中書による三司の財政権への関与として位置づけられている。そのため、宰相韓絳が会計司設置の目的を何に定めていたのかと、三司使章惇が会計司の設立を許容した要因に注意を払う必要がある。

記事中の韓絳と章惇の言を確認すると、三司会計司設立の目的は、財政収支の正確な把握と、それによって可能となる人事査定の基準作成にあつたと考えられる。その目的を達成するために除くべき障礙として韓絳が挙げる三司文書管理の主な問題は、三司の処理する情報量が多く、また重複が多く存在するため財政状況が把握できて

いないことであった。韓絳は治平四年（一〇六七）に三司使として『治平会計録』六巻を上程し、熙寧の初めには制置三司条例司を任せている。そのため、彼は三司における上述の状況について以前から熟知していたと考えられよう。

一方、中書による三司への関与を認めた章惇を見ると、彼はこの時未だ三司火災の後処理を抱えていた。火災により提挙帳司から三司に吏人三〇名が派遣されていたが、有能な吏人を帳司に帰すように申請して認められ、一五名が帳司へと戻されている。⁽²⁴⁾ また、官と檢法官に中央にある文籍の調査・整理を実行させている。⁽²⁵⁾ 更に、都孔目官と勾覆官を一名ずつ減らし、それに替えて官三員を辟して三部主簿に充て、簿曆を「承受」「催駆」「鈎銷」するという文書行政の作業を可能とし、従来あつた開拆司を廃止するなど、三司における文書管理体制改変に奔走している。

従来、三司会計司設立は中書と三司との権力バランスの中でのみ注目されたが、韓絳と章惇の文書管理に対する姿勢から見れば、その会計司設立の最大の契機として三司火災が挙げられるのではないだろうか。章惇は三司火災時の活躍によつて三司使となつた。その火災時に焼失した文書を復旧する過程において、三司が抱えていた文書管理問題が浮き彫りになつたと考えられる。復旧経過は先述したとおり中書にも報告が上がるようになつており、宰相韓絳が三司会計司を設立するよう建言したのも、その報告を受けた立場として問題を再認識したからだと推測できる。三司文書を点検する専門機

関である提挙三司帳勾磨勘司が熙寧五年に既に設立されているにもかかわらず、それと並立する形で熙寧七年に三司会計司が設立された。これは三司の火災と復旧の過程で、点検だけでなく三司の文書管理全体を見直す必要性が強く認識された結果であったと言えるだろう。

それを裏付ける一つとして、会計司の成果である「一州一路会計式」⁽²⁾が挙げられる。この詳細を明らかにする史料はない。しかし、地方から報告されてくる情報を規定するものが三司会計司の成果として第一に提出されたものであったことは注目に値する。三司における文書処理量と情報の重複という問題が三司文書を復旧した際に現れ、それを解決するべく地方からもたらされる文書を規定し整理しようとしたと考えられるだろう。

この三司会計司は設立から一年余りで廃止されてしまう。だが、三司文書管理に根本的な改革を必要とする問題意識は、当時並立てあつた提挙帳勾磨勘司の抱えていた問題意識とともに元豐年間に引き継がれる。そして、最終的には官制改革による三司の解体によつて中央財政機関における文書管理問題は一応の解決を見るに至る。

三 北宋前期の三司文書処理問題と財政報告経路

前節までの考察では、熙寧七年の三司火災により三司が抱えていた文書管理の問題が顕現したことを明らかにした。本節ではそこで

挙げられた文書処理・文書管理上の問題に焦点を絞り、熙寧年間以前の中央と地方の財政文書処理状況に関して考察を加えることにする。

天禧二年における文書処理問題

真宗天禧二年（1018）には、次のような問題が現れている。

主判三司開拆司劉楚言えらく、「天下の省及び転運司に申する知委の文状は頗る重複を為し、州県を労擾す。望むらくは逐処に令して減省せしめ、務めて簡要に從わんことを」と。詔すらく、「知制誥王隨、知雜御史呂夷簡は三司と詳定せよ」と。三司の減省する所は総じて九万余道三十四万五千二百紙。又た諸路転運司に令して諸州府の減省す可き数を詳定し三司に白せしめ、三司は覆定して以聞す。遂に詔して三司及び諸路は並びに新たに減じる数に依り、増益有るを得ず。⁽³⁾

主判三司開拆司の劉楚は当時の文書処理の問題を挙げている。それによれば、中央（省）と転運司とに報告しなければならない文書が多く重複し、州県にとって多大な負担となつていていたと言つ。この問題に対し、知制誥の王隨と知雜御史の呂夷簡は三司とともに解決にあつた。まず三司に報告しなければならない文書を減らし、次に諸路の転運司に対しても州からの報告の内で減らすべき数量を確定し三司に報告させた。

この時の問題提起と解決の双方に三司が関与していることを考え

れば、ここで重複している文書とは財政関連のものであることが推測され、「知委の文状」とは財政報告に関するものであつただろう。ここに、州からの財政報告は「州→三司」と「州→転運司」という二種類が存在していたことが確認できる。州から転運司にもたらされた情報も最終的には三司に報告されただろうことを考えると、これは州の負担となつただけでなく三司における文書処理量を増やした要因ともなつただろう。ましてや情報が重複していればなおさらである。この二つの経路の存在こそが文書重複問題とそれにともなう多量の文書処理量を引き起す根本的な原因であったと言える。王隨らの改革はその重複部分を削除し、中央と地方との双方における文書処理量を減らすことで解決を図るものであった。

周湛「勘同法」と提挙三司帳勾磨勘司設立

三司文書点検の専門機関である提挙三司帳勾磨勘司が曾布の建言により熙寧五年に設立された。その設立に際し、三司内の文書処理が従来どのように行われていたかを事前に明らかにするため、詳定帳籍所に調査命令が下る。その調査報告は天聖九年（一〇三一）から説き起こされ、その頃から三司の胥吏は職を愈り上から下まで因循であり、「点算」の名があるだけで全く履察の実態が無かつたことを報告している。⁽³²⁾

だが、皇祐二年（一〇五〇）、周湛が三司内での文書処理の改善に着手した。⁽³³⁾『宋史』及び曾鞏『隆平集』の周湛伝を見ると、この

改革法は「勘同法」と呼ばれ、彼は塩鐵判官としてこれを行い天下順に並べる千文架閣法の創始者としても知られる。⁽³⁴⁾この千文架閣法は全国に普及し、その後の中国における文書管理の基本となつた。

当時、周湛は文書管理に最も長けていた人物だったと言えよう。

周湛の「勘同法」は、三司内の文書処理、特に点検機能を一時的に回復させた。しかし、それも長くは続かなかつた。治平二年（一〇六五）には「勘同法」の改良が行われるが、根本的な解決とはならなかつたようであり、熙寧二年（一〇六九）に至り曾布によって「勘同法」自体の見直しが図られ、「勘同法」以前の方式に戻されてしまう。⁽³⁵⁾その方法とは錢帛と糧草の「新収單状一本」を三司に送る方法であり、その方法をとれば以前の方法と比べて半分の分量の文帳で済むと主張されている。

この皇祐年間の周湛による改革から熙寧年間の曾布による改革まで、その主な論点は三司内における文書処理量であり、それをどのように減少させるかが改革の目的となつてゐる。それは先に挙げた天禧年間の王隨と呂夷簡による改革にも共通してゐる。三司は熙寧以前から慢性的に文書処理に課題を抱えており、それは文書の重複とそれに伴う文書処理量の多さに起因するものであったことがこゝに確認できるだろう。本稿第二節で考察したように、三司会計司設立に際しても、三司の処理する文書量の多さとその原因となる文書の重複の多さが挙げられている。それは従来から慢性化していた三

司文書処理の問題が三司火災によって一気に明るみに出た結果だつたと考えられる。

「州→中央」の財政報告経路への固執

文書処理量の多さの主な原因として文書の重複が挙げられていた。それが生じる根本的な原因は「州→三司」と「州→転運司→三司」という二つの財政報告経路の存在にある。三〇〇以上もある州からそれぞれ直接に財政報告を受け、それを処理することだけでも困難であり、それに加えて転運司経由でもたらされる文書も処理することは、極めて煩雑な作業を三司に強いたことが想像できよう。

この問題に対する最も効果的な解決策は、「州→路→中央」という報告経路に一本化することである。三〇〇以上の州からそれぞれ報告を受けるよりも、それらの州から一旦各所属の路に報告させ、それら二〇前後の路から報告を受けた方が、中央での文書処理の負担を確実に減らすことができ効率の良い文書行政を行うことができたはずである。しかし、天禧二年から熙寧七年の三司会計司設立に至るまで、問題解決に当たった官僚たちはその様な根本的な解決策を取ることは決してなかつた。彼らの採った解決策は常に重複部分を削除するという場当たり的な対処療法でしかなかつた。

ここに「州→中央」という経路を放棄することができなかつた當時の様子が窺える。各州軍からの財政報告を中央の三司で一括に処理することに拘る姿を見て取れるだろう。つまり、「州→中央」と

「州→路→中央」という二つの財政報告経路の内、あくまで前者が主要な情報入手経路であり、その経路を放棄して後者の経路に一本化するという考えが当時の官僚達には全く無かつたのではないだろうか。三司の火災で失われた文書を復旧する際に、州県から直接文書を収集しなければならなかつたことは、路にはその情報が完全に保管されていなかつたことを示しており、これも「州→中央」の方が主要な経路だったことを表すだろう。

問題解決にあたつた王隨、呂夷簡、周湛、曾布、韓絳らは皆当時有数の有能な官僚である。また、熙寧政権にとって、各地の情報を正確に効率よく把握することは新法を遂行し理財を図る際に重要な課題であり、故に曾布や韓絳にとってはより切実な問題であったはずである。にもかかわらず、彼らは路を介さず州の財政報告を中央に直接もたらす方策しか採らなかつた。これは、太宗至道三年（九九七）に路制が確定した後も、路はあくまで監察区画であり行政区画ではないという認識が強かつたことによるのではないか。つまり、財政文書管理は単なる行政事務の効率だけの問題ではなく、宋代における統治体制という他の次元の問題でもあつたと言える。

宋朝は「州の直接統治」によって唐末五代からの分裂状況を克服し中央集権的体制を目指したが、そのような宋初の統治の枠組みが言い換えれば、三司は州の財政報告を直接受けなければならぬ統治体制下の機構であったと言えるだろう。

おわりに

三司火災によって生じた一連の動向の中で特筆すべきは章惇の存在である。

彼は火災当初から関与しその後も三司文書管理改革を中心的に進めた。文書管理改革の一応の最終段階と見ることのできる「元豊帳法」を最大限に活かした眞居厚の政策の一つに「榷銭法」があるが、その施行の政治的背景に中央における章惇の存在があることを考えれば、熙寧・元豊期における中央財政の文書管理システム構築において章惇が大きな役割を果たしていたことが見えてくる。

章惇が三司使として三司会計司設立を許容した要因は、三司文書の復旧過程において三司の抱えていた文書管理問題が露顕し、その改革の必要性が認識されたからであつただろう。北宋前半期を通して三司が抱えていた問題とは文書処理量の多さとその一因となつた文書の重複である。そして、それらの問題は地方各州の文書が直接中央にもたらされることに起因していた。

これらの問題は、財政報告は州から直接中央三司にもたらされるべきだという当時の官僚たちの思考の枠組みによって生じていた。

結局、中央財政文書管理の問題は三司が存在している内には完全な解決を見ず、元豊官制改革によって三司が解体されて始めて解決された。つまり、中央の文書処理機能の一部を各路に分散移管するこ

とで中央の扱う文書量を減らす「元豊帳法」によって根本的な問題解決が図られた。

このことを単なる行政事務の効率化としてとらえるだけでは不十分であろう。本稿で考察した北宋前半期における「州→中央」という財政報告経路への固執を考えれば、これらの変化は財政文書管理を規定した宋初の統治体制の枠組みからの脱却という、より広い視野からの解釈が必要となる。州の財政状況を直接把握する三司を必要とした統治体制から、地方の各路を基点とした地方統治体制への移行をここに見いだし得るかもしれない。

また、その再編された体制は路の役割を行政へと更に傾斜させることとなつただろう。その動向は中国の伝統的な地方統治体制である「郡県制（州県制）」の枠組みからも一步踏み出すものであり、中国史上における転換点としても考へることができる。「郡県制（州県制）」と財政報告との関連は、南宋孝宗時に「上計の法」復活の議論に見られる。この問題については今後の課題とし、別稿にて論じたい。

註

(1) 佐藤武敏編『中国災害史年表』(国書刊行会、一九九三)「はじめに」中
國災害史の編纂と研究一七頁を参照。

(2) 本田治「南宋時代の灾害と復元のシステム—乾道二年温州を襲つた台風
の場合—」(『立命館文学』五六二、一〇〇〇〇)一〇〇頁を参照。

(3) 久保田和男「宋代に於ける制勅の伝達について...元豊改制以前を中心と

して一（宋代史研究会『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八）
一九七・二二六頁を参照。

(4) 拙稿「北宋期における路の行政化—元豐頃法成立を中心にして」（『東洋学報』八六・一、一九九四）を参照。

(5) 『宋会要』瑞異一・二三四「神宗熙寧七年九月十七日、三司火。起於塗鐵之澆亭、延燔三部諸司倉庫、帳籍殆尽。使副判官、第奪官、降黜之。」

(6) 『長編』卷一五六、熙寧七年九月壬子の条「是日、三司火、自卯至戌止、焚屋千八十楹、案牘等殆尽。詔三司權於尚書省蒞事」

(7) 『長編』卷一〇一、「天聖二年一〇月庚辰の条「庚辰、新修三司成、凡一千一百七十二区」命知制誥宋綬為記」この記事では建物の広さの単位として「区」が用いられている。一方、前掲註(6)では「楹」となっているが、その条に付された李蒸註には「三司災屋千余区、一日而省之文案存者無幾」とあり、「楹」と「区」はほぼ同じ単位として考えられる。

(8) 『東軒筆錄』卷五「熙寧七年、元絳為三司使、宋迪為判官。迪一日遣使煮菜、而遺火延燒計府、自午至申、焚傷殆尽。方火熾、神宗御西角樓以觀。是時章惇以知制誥判軍器監、遼部本監役兵往救火、經由閣樓以過。上顧問左右、以惇為對。翌日、迪奪官勒停、絳罷使、以惇代之。」

(9) 『長編』卷一五六、熙寧七年九月甲寅の条。

(10) いのことは『宋史』章惇伝でも確認できる。『宋史』卷四七一、章惇傳「三司火、神宗御閣觀之、惇部役兵奔救、過楼下、神宗問知為惇、明日命為三司使」

(11) 『長編』卷一五六、熙寧七年九月甲寅の条「乙卯、知制誥直學士院章惇權發遣三司使、詔惇選舉判官、不為例」

(12) 『長編』卷一五四、景德三年是冬の条「置金耀門文書庫、掌三司積年案牘、以三班一人監之」

(13) 『宋会要』食貨五六・一五「熙寧二年十月十三日、権三司使崇充……（中略）……又言、金耀門文書庫咸三司太平興國三年以來帳案。乞差官兩員与監官重編排、置簿拘閑、以備檢用。並隨之。其編排官令三司奏差」ま

た、金耀門文書庫を含めた宋代の官文書管理については、竺沙雅章「漢籍紙背文書の研究」（『京都大学文学部研究紀要』一四、一九七三）が官文書の廃棄に至る過程を明らかにする上で言及している。

(14) 『建炎以来朝野雜記』乙集、卷二三、官制一「六部架閣官」「六部架閣官者、崇寧間始置、迄宣和再置、再省。紹興三年、立六部架閣庫。十五年、復置官四人。旧制、成案留部一年、然後界而藏之、又八年則委之金耀門文書庫。今金耀門無復曩司、則系藏之架閣矣」

(15) 周必大『文忠集』卷一三八「論架閣庫文字」「紹興十五年五月初、復主管架閣官、逐部置庫、凡文案皆謹藏之、置都籍焉。二十七年九月、又詔文書曰結絕過二年者、以歲月先後分類、字号編次架閣」

(16) 『長編』卷一五六、熙寧七年九月甲寅の条「檢正中書五房公事李承之言、三司帳案文字、焚燒幾盡、外方人吏、因此折兌隱藏案檢。……（註(19)に統ぐ）」

(17) 『長編』卷一五六、景祐二年六月己卯の条「旧使者所至郡県、素簿書、不暇揮閱、往往委之吏胥、持以為貨」

(18) 『宋会要』食貨六九・一六「景德八年、詔諸州縣按帳抄旁等、委當職官吏、上曆收鑑、無得貯蓄棄毀。仍令轉運使察舉。犯者官員、重責其罪、吏人決杖配隸。時衛州判官王象、坐鬻案籍、文抄、除名為吏、配隸唐州。因著條約」

(19) 『長編』卷一五六、熙寧七月甲寅の条（註(16)の統文）「乞下諸路、應熙寧五年後文帳案檢、委州縣圖時監勒吏人檢取、封印架閣、具道數申提舉帳司。其吏人、各拠所管、主事文帳及案底簿書、開拆收拔名件、限三日。判使紐計分數、并具火勢先後、申中書看詳審救并燒失若干、量輕重賞罰。如敢隱藏、或故毀棄、即令点檢申舉、許人告、犯人以違制論、情理重者當刺配、告人給賞錢三百千。從之」

(20) 周蘇吉之「北宋における三司の興廢」（『宋代史研究』東洋文庫、一九六九）五三・六頁を参照。

(21) 『長編』卷一五六、熙寧七年九月甲寅の条（前掲註(19)の統文）「詔、三

司点檢編排帳目文字、具散失數及收救不足並申中書或枢密院、下諸司檢錄
降下、中外奏聞。事閑三司未回報、并諸處承受三司指揮勘會。事未回申、
雖已回申、未行下指揮當結絕者、限五日申中書或枢密院、元申牒三司文字
即一面申牒三司。以上並令本司置簿拘管、敢有隱落、以違制科罪。其心見
行事、如未見條例、並審議施行、如事體稍大、申中書或枢密院。諸因三司
火、文案不全、纖敘詐欺規罔私財物及增減功過、以違制論、計職重者以
枉法論」

(22) 「長編」卷一五六、熙寧七年九月甲寅の条。

(23) 「長編」卷一五七、熙寧七年一〇月庚辰の条「詔、三司置會計司、以宰
相韓絳提舉。先是、絳奏「三司總天下財賦、其出入之數、並無綱要。考校
盈虛之法。欲選官置司、以天下戶口、人丁、稅賦及場務、坑冶、河渡、房
園之類租額年課、及一路錢穀出入之數、去其重複注籍、歲比較增虧及其廢
置錢物、羨余、橫費等數。或收多、則尋究因依、以當職之官能否為黜陟、
若支不足、或有羨余、理當推移、使無相濟、如此則國計大綱、朝廷可以
省察、議論正事、足資民力。仍乞臣絳提舉。」而三司使章惇亦言「天下財
賦、帳籍汗漫、無以察其耗登之數。請選置才士、刪修為策、每年校其增虧、
以考驗諸路當職之官能否、得以升黜。」故有是命。(絳伝云、繼王安石之後、
請置局中書、勾考用度、以均節邦計、滯留多不決、數月、以疾辭。新、旧
錄並同、當考。八年九月庚午、罷会計司)」

(24) 「長編」卷一七九、至和二年四月乙卯の条「翼日、鎮又言、伏見周制、

冢宰制国用、唐宰相兼塙鐵転運、或判戶部、或判度支、然則宰相制国用、
從古然也。今中書主民、枢密院主兵、三司主財、各不相知、故財已匱而枢
密院益兵不已、民已困而三司取財不已。中書視民之困、而不知使枢密減兵、
二司寬財以救民困者、制国用之職不在中書也」

(25) 諸葛億兵「宋代宰輔制度研究」(中国社会科学出版、一〇〇〇) 一五四
頁、方寶璋「宋代財經監督研究」(中国審計出版社、一〇〇一) 一六七一
八頁等を参照。

(26) 「長編」一五七、熙寧七年一〇月庚辰の条「權發遣三司使章惇言、三司

焚毀、旣行公案全闕史人、帳司吏多、乞選三十人分於逐案、却撥三司善算
吏還帳司。詔差十五人」

(27) 「長編」一五七、熙寧七年一〇月庚辰の条「又奏、乞從臣委官及遠檢法
官一員、同取索在省主行文籍、逐一看詳。素有令式者歸有司、未有令式者
既置主簿、則承受、催駁及鈎銷簿曆、皆可弁。由是奏廢開拆司」また、前
揭註(20)周濂論文、六二頁を参照。

(28) 「宋余要」食貨五六一十九「(熙寧七年)十一月五日、三司使章惇、乞減
龍都孔曰官・勾覆官各一人、辟官三員充三部主簿。詔許。京官選人。惇以
既置主簿、則承受、催駁及鈎銷簿曆、皆可弁。由是奏廢開拆司」また、前
揭註(20)周濂論文、六二頁を参照。

(29) 「宋史」卷一七九、食貨下、會計「乃詔置三司會計司、以絳提舉。其後
一州一路會計式成、上之、余未就緒、未幾遂罷」

(30) 「長編」卷九、天禧二年四月辛未の条「主判三司開拆司劉楚言、天下

申省及轉運司知委文狀頗為重複、勞擾州縣、望令逐處減省、務從簡要。詔
知制誥王隨、知雜御史呂夷簡與三司詳定。三司所減省總九万余道三十四万
五千三百紙。又令諸路轉運司詳定諸州府可減省數白三司、三司覆定以聞。
遂詔三司及諸路並依新減數、不得有增益」

(31) 「宋余要」職官五一一七「(熙寧五年一月)詔付詳定帳籍所。是月、詳

定帳籍所言、檢會諸州軍供申諸色文帳到三司、始自天聖九年、本司人吏墮
職、上下因循、徒有点算之名、而全無覆察之實、積弊歲久、官吏苟簡、更
不行遣送勾者甚多」

(32) 「宋余要」職官五一一七「至皇祐二年、周湛覩此、非便即不尋究弊源。
責之寔効、却以人吏鑿帳為勞。遂起請、只將收帳前達到收附、拆發与行破
官物案、分心帳使用。自後、吏人又以收取道數至多、而文字零辟、因此更
不拆發、上下蓋庇鑿成墮廢」

(33) 「宋史」卷三〇〇、周湛云「為塙鐵判官、三司帳籍浩煩、吏胥離析為弊
欺。湛為立勘同法、歲減天下計帳七千。為江南西路轉運使、州縣簿領案牘、
清混無紀次、且多亡失、民訴訟無所質、至久不能決。湛為立局、以月日比
次之、詔下其法諸路」、「隆平集」卷一四一八「周湛、字文淵。其先汝陰

人。：（中略）…江西民喜訟多、竊去案牘、而州縣不能制。湛為轉運使、

為立于文架閣法、以歲月為次、嚴其遺失之罪。朝廷頒諸路為法、至今不易。

：任三司鹽鐵判官、立勸同法、歲減天下計帳七千道」

(34) 周湛の勸同法は、「收附」と「拆發」を使用し、処理する文書量を減ら

しながら必ず「送勾」（三部勾院に文書を送ること）させ、文書点検を促進させる狙いがあつたと考えられる。しかし、詳細については不明であり、今後明らかにしなければならない。

(35) 王金玉「宋代「千文架閣法」辨析」（『歴史研究』一九九四・六）を参照。

(36) 『宋会要』職官五十一八「若令諸州軍、依皇祐二年周湛未起請拆發收附

条貢〔前体例、各造錢帛・糧草新收單狀一本、赴三司、並依嘉祐三司編勅、內勘鑿收帳條法施行、如此則錢帛・糧草文帳比拆發收附諸州軍各減一半紙

劄、兼其餘額目、並減頭連收附文狀、大段簡省、三司諸案諸司亦無此繁冗文字復、又將收帳并新單狀、勘鑿官物、各見歸着、可以絕杜欺弊」

(37) 古林森廣「北宋京東路の榷鐵法」（『宋代産業経済史研究』国書刊行会、一九八七）二七二頁を参照。